

千葉県告示第 71号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和2年 1月28日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
WOWの樹 ちぐさだい 千葉県千葉市稲毛区千草台1-1-25-109	株式会社ホリーホック 千葉県千葉市花見川区三角町230番地40 代表取締役 大岩 清美	令和2年 2月1日	1250101548	放課後等 デイサービス